

インボイス制度が開始されました!

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始となりました。インボイス制度とは、適格請求書(インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書等のやり取りを通じ、インボイスを受け取った事業者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。制度の開始に伴い注意する事項を下記にまとめました。

インボイスの交付対象時期

Q.インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか?

10/1(日)の取引から

※必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません

具体的には以下の日が10月1日以降になる場合、交付義務が生じます

- モノの販売:出荷日、相手方の検収日など、引き渡しの日として合理的な日
- サービスの提供:物の引き渡しを要する場合は、目的物の全部を引き渡した日
物の引き渡しを要しない場合は、役務の全部を完了した日

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

Q.10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか?

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

Q.売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか?

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です
※保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません

※基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です

受領したインボイスの適正性の確認

Q.売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか取引の都度確認する必要があるか?

インボイスの適正性(番号が有効かどうか)については、事業者においてご確認いただく必要があります

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります

取引に入る前の確認も重要です

●新規取引先との取引:確認する ●継続的に取引がある企業との取引:都度の確認はしない
※登録を受けた場合、自ら届出等しない限り有効であり、取り消しも課税期間(原則1年)単位でしかできないため、これらも踏まえてご確認ください

具体例

電子帳簿保存法改正のポイントセミナー

9/21 THU

場 所/庄内産業振興センター
講 師/行政書士 池田有美氏
参加者/25名

電子帳簿保存法上の区分(イメージ)

電子メール等で授受
紙で授受
会計ソフト等で電子的に作成した帳簿

電子取引
紙で授受・作成した書類を画像データで保存
電子的に授受した取引情報をデータで保存
電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

全事業者に対応
手続きの簡素化
保存要件の緩和(選択適用)

※登録を受けた場合、自ら届出等しない限り有効であり、取り消しも課税期間(原則1年)単位でしかできないため、これらも踏まえてご確認ください

各種支援策のご案内

【鶴岡市】鶴岡市消費喚起クーポン券事業

鶴岡市民全員に1セット3,000円(500円×6枚)の紙版クーポン券(割引券)を発行します。

- 全店共通券3枚と飲食券3枚になります。お支払い1,000円(税込)ごとに、1枚のクーポン券利用が可能となります。
- 9月1日以降に参加店舗申込みをされた方については、クーポン券事業のホームページのみの掲載となります。(チラシへの掲載はありません)

[利用期間]令和5年10月23日(月)~12月31日(日)

お問合わせ 鶴岡市消費喚起対策事業 実行委員会 ☎0235-64-1045 (土日祝日年末年始除く9:00~16:00)

小規模事業者持続化補助金(一般型)

小規模事業者による販路開拓や業務効率化など持続的発展を図る取組みにかかる費用の一部を補助します。

[補助上限額]50万円(創業枠・賃金引上げ枠等は上乗せあり 補助率2/3)
[申請締切]第14回:12月12日(火) 当日消印有効
※申請の際に、商工会議所による確認書の発行が必要となるため、お早目にお問合せください。

お問合わせ 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-4330-3480 (土日祝日年末年始除く9:00~12:00、13:00~17:00)

IT導入補助金2023 デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

会計・受発注・決済・ECソフトやパソコン・タブレット、レジ・券売機等を導入し、労働生産性を向上させるとともに、インボイス制度も見据えたデジタル化を進めるためのITツールの導入費用の一部を補助します。

[補助金額]下限なし~50万円(補助率3/4) 50万円超~350万円(補助率2/3)
[申請締切]第11次:10月30日(月)、第12次:11月13日(月)、第13次:11月27日(月)
※ITツールの購入先が、本補助金のIT導入支援事業者として事前に登録している必要があります。購入先にご確認ください。

お問合わせ IT導入補助金2023後期事務局コールセンター(土日祝日年末年始除く9:30~17:30) ☎0570-666-376、IP電話からのお問合せは ☎050-3133-3272

【鶴岡ビジネス応援隊】DX相談・外国人材活用

生産性向上や働き方改革、人手不足対応など様々な課題の対応に迫られている中、DX推進や外国人材活用が求められています。専門サポートによるノウハウの提供や具体的な計画策定の支援を提供します。

[相談内容]業務効率化、ペーパーレス化、インボイス・電子帳簿保存法、人材不足、外国人材活用等

お問合わせ 鶴岡商工会議所経営支援課 ☎0235-24-7711 (土日祝日年末年始除く9:00~17:30)

鶴岡商工会議所では、セミナー・補助金情報をLINEでも配信しております。ぜひお友達登録をお願いします!

山形県の最低賃金が改定されました

……… 令和5年 10/14~ [時間額] **900円** **46円UP**